

# 堺泉北港及び阪南港曳き船料金表

## 1. 基本料金（1時間あたり）

令和5年1月1日

（単位：円）

曳き船馬力 本船重量トン	馬力 2,000	馬力 2,300	馬力 2,500	馬力 2,700	馬力 3,000	馬力 3,500	馬力 4,000
30,000 トン未満	83,800	91,800	95,800	105,400	114,900	119,500	124,000
40,000 トン未満	102,300	106,100	111,100	114,400	118,100	122,800	127,600
50,000 トン未満	118,100	121,200	126,000	129,200	132,300	137,700	143,000
80,000 トン未満	125,800	129,200	132,300	136,400	139,400	145,000	150,700
80,000 トン以上	139,200	142,600	145,000	147,500	150,700	157,300	162,800

曳き船馬力 本船重量トン	馬力 300	馬力 500	馬力 1,000	馬力 1,500
本船トン数にかかわらず	26,300	51,000	66,900	76,900

## 2. 料金算出方法

- (1) 料金は使用時間により計算する。
- (2) 使用時間には、曳き船が基地から使用場所までの往復に要する時間を含む。
- (3) 使用時間が1時間未満の場合は1時間として計算する。  
1時間を超過した場合は、超過した30分ごとに基本料金の半額を加算する。  
30分未満の端数は30分として計算する。
- (4) 本船の都合により作業待ちを生じた場合も前記により使用時間として計算する。
- (5) 曳き船出動後に使用申込みの取消があった場合は稼働時間を使用時間として計算する。  
基地出動予定時刻の1時間前までに取消があった場合は無料とし、以後出動予定時刻までの間に取消があった場合は1時間分の使用料を申し受ける。
- (6) LNG船については重量トン数が総トン数に比べ著しく少ないため、本船トン数に関わりなく重量トン数80,000トン以上の料金を適用する。
- (7) 曳き船馬力「3,500馬力」枠の料金については、ENEOS（本船重量トン24万トンタンカー）、コスモ石油栈橋のタグ使用基準及び、水先人会の曳船使用基準に基づいて適用する。
- (8) 曳き船馬力「4,000馬力」枠の料金については、ターミナルオペレーターの既存の安全規定又は、水先人若しくは本船船長等の要請により「4,000馬力」以上の能力を有する曳き船を必要とする場合に適用する。また、LNG船においては、大阪ガス株式会社及び関西電力株式会社が作成した運用基準に基づいて適用する。

## 3. 割増料金

割増料金には、下記をそれぞれ加算する。

- (1) 時間外割増
  - 17時より23時まで・・・・・・・・・・・・・・・・基本料金の5割増
  - 23時より翌日5時まで・・・・・・・・・・・・・・・・基本料金の10割増
  - 5時より8時まで・・・・・・・・・・・・・・・・基本料金の5割増
- (2) 休日割増
  - 日曜日、国の祝日とその振替日並びに12月31日、1月2日、1月3日・・・・基本料金の3割増
- (3) 荒天割増
  - 海上風速15メートル以上の場合・・・・・・・・・・・・・・・・基本料金の3割増  
（浜寺信号所内風向風速計の記録による）

## 4. 特殊作業料金

本船接離岸以外の特殊作業については、曳き船利用者と協議し、別途料金を申し受ける。

# 堺泉北港警戒作業料金表

## 1. 基本料金

令和5年1月1日

- (1) LNG船・・・・・・最初の1日（24時間）につき、1,250,000円とする。
- (2) LPG船・・・・・・1時間当たり62,500円とする。

## 2. 料金算定方法

- (1) LNG船の警戒作業が24時間に満たない場合は、24時間と見なす。
- (2) LNG船の警戒作業時間が24時間を超えた後は、1時間増すごとに62,500円を加算する。  
なお、超過時間が1時間未満の場合は、超過30分ごとに超過1時間料金の半額、31,250円を加算する。
- (3) LPG船の警戒作業料金は、1時間増すごとに62,500円を加算する。  
なお、超過時間が1時間未満の場合は、超過30分ごとに超過1時間料金の半額、31,250円を加算する。
- (4) 割増料金の加算は行わない。

## 3. 警戒作業時間の取扱い

警戒船が曳き船作業に従事している間の作業時間は、警戒作業時間に含まない。